

次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画

平成27年4月1日改訂
国立研究開発法人放射線医学総合研究所
理事長決定

1. 目的

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「研究所」という。)において、仕事と子育てを両立し、全ての職員がその能力を十分に発揮することが可能となる雇用環境等の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

2. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

3. 計画の内容

目標1 育児休業の取得促進

計画期間中に育児休業取得率を次の水準以上にする。

育児休業取得率を、女性職員90%以上に、男性職員10%以上にする。

(平成26年実績 女性職員100%、男性職員0%)

<対策>

- 職員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合、その職員に対し相談担当者(総務課労務厚生係)より、育児休業ほか両立支援のための制度等について詳細な説明を(所属長も含めて)行い、取得しやすい職場環境に配慮する。

目標2 育児部分休業・育児短時間勤務及び勤務時間の柔軟変更の活用促進

計画期間中に、就学前の子を対象に取得できる育児部分休業、育児短時間勤務の取得者及び育児のための始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げを、毎年10人以上取得・活用すること(平成26年実績2人)

<対策>

- 対象職員から取得希望があった場合、相談担当者(総務課労務厚生係)より、詳細な説明を(所属長も含めて)行い、取得しやすい職場環境に配慮する。

目標3 年次有給休暇の取得促進

計画期間中に、職員の年次有給休暇平均取得日数を2日増やすこと。

(平成26年実績 常勤職員の平均取得日数9日)

<対策>

- 毎年、部署別の年次休暇取得状況を集計して研究所内に開示するとともに、定期的に、年次休暇の計画的取得について各部署に周知徹底する。

目標 4 ダイバーシティの推進

計画期間中に、ダイバーシティのある研究環境を実現するための取り組みを促進すること。

<対策>

- ダイバーシティ推進室を設置し、ダイバーシティのある研究環境を実現するための取り組みを促進する。

目標 5 両立支援施策等の周知と意識醸成

計画期間中に、両立支援制度等に関する説明や講習会を、定期的を開催すること。

<対策>

- 毎年、両立支援制度等に関する説明会若しくは講習会を開催する。
- 所内ホームページ等を活用し、両立支援制度等について継続的に周知する。

以上